

令和7年度高校生等資格取得支援事業実施要項

公益財団法人 兵庫県高等学校教育振興会

1 目的

県内高等学校等に在籍する生徒（経済的困窮世帯）を対象に、資格取得のための経費の一部を支援することにより、修学奨励及び人材育成を図る。

2 対象生徒

県内高等学校等の在籍者のうち、次の(1)～(3)のいずれかに該当する生徒

- (1) 高校生等奨学給付金受給者 ※「高等学校等就学支援金」とは異なります。
- (2) 生活保護受給世帯
- (3) 県及び市町村民税所得割非課税世帯

3 対象となる検定試験・支援金額等

- ・ 現行の16の検定試験に新たに51の検定試験を加えました。【別紙】参照
- ・ 令和7年度（令和7年4月1日～令和8年3月31日）に受験する検定試験が対象です。
- ・ 支援は年度内1回限りです。

4 申請等の手続（HP 資料1～3を参照）

生徒又は保護者の方が申請してください。

※学校を通じての申請、個人での申請のどちらでも可です。

- (1) 申請に必要な書類を揃え、提出（郵送・持参）する。

【提出書類】

本会HP https://pure.ne.jp/syougaku/shien2_shikaku.html
の資料1、資料2の指示にしたがって、申請に必要な書類を作成してください。

- | | | |
|---|---|------------------|
| <ol style="list-style-type: none">① 所得を証明する書類（写し可）② 扶養関係を証明する書類（該当者のみ）（写し可）③ 申請書（様式1）④ 通帳またはキャッシュカードの写し⑤ 生徒証の写しまたは在学証明書⑥ 検定試験の受験票の写し | } | 2 対象生徒の要件を証明する書類 |
|---|---|------------------|



QRコードから読み取れます。

【提出先】

〒650-0011 神戸市中央区下山手通5-10-1 兵庫県庁第1号館別館1階
公益財団法人 兵庫県高等学校教育振興会 総務課 教育活動支援係
TEL 078-361-6650 FAX 078-361-6677

【提出期限】

令和8年3月27日（金）まで（消印有効）

- ・提出書類の審査を経て、支給決定通知書を申請者・保護者に送付します。
- ・指定の金融機関口座に支援金を振り込みます。

(2) 検定結果の報告

- ・検定結果のわかるものを画像形式（jpg 等）や PDF にして、メールで当会まで提出してください。
- ・メールで提出できない場合は、郵送または持参により提出してください。
- ・申請時に検定結果を提出した場合は、再度提出する必要はありません。

5 支給決定（給付）の取消等

受給者が未受験の場合は支援金の支給決定を取消し、支給した支援金を返還するものとする。

6 その他

この要項に定めるもののほか、この事業の施行に必要な事項は、別途当会が定めるものとする。

本件照会先

公益財団法人 兵庫県高等学校教育振興会
総務課 教育活動支援係 柴田

TEL：078-361-6650

FAX：078-361-6677

E-mail：kshoku06@pure.ne.jp

【別紙】 対象となる検定試験

高校生等資格取得支援事業

〈現行〉

	検 定	主 催 者	受験料	支援金額
1	実用英語技能検定 Ⅰ級	(公財) 日本英語検定協会	12,500	6,000
2	実用英語技能検定 準Ⅰ級		10,500	5,000
3	実用英語技能検定 2級		9,100	5,000
	同 (準会場)		6,900	3,000
4	日本漢字能力検定 Ⅰ級	(公財) 日本漢字能力検定協会	6,000	3,000
5	日本漢字能力検定 準Ⅰ級		5,500	3,000
6	実用数学技能検定 Ⅰ級	(公財) 日本数学検定協会	8,500	4,000
7	実用数学技能検定 準Ⅰ級		7,300	4,000
8	応用情報技術者	(独) 情報処理推進機構	7,500	4,000
9	基本情報技術者		7,500	4,000
10	日商簿記検定 Ⅰ級	日本商工会議所	8,800	4,000
11	日商簿記検定 2級		5,500	3,000
12	第三種電気主任技術者	(一財) 電気技術者試験センター	8,100	4,000
13	第一種電気工事士		11,300	6,000
14	危険物取扱者 甲種	(一財) 消防試験研究センター	7,200	4,000
15	危険物取扱者 乙種 4 類		5,300	3,000
16	技能検定 2 級	中央職業能力開発協会	21,300	11,000

〈新規〉

	検 定	主 催 者	受験料	支援金額
1	TOEIC L&R	(一財) 国際ビジネスコミュニケーション協会	7,810	4,000
2	日本漢字能力検定 2 級	(公財) 日本漢字能力検定協会	4,500	2,000
3	ITパスポート	(独) 情報処理推進機構	7,500	4,000
4	技能検定 3 級	中央職業能力開発協会	6,000	3,000
5	運転士(クレーン・デリック、移動式クレーン)	(公財) 安全衛生技術試験協会	22,800	11,000
6	二級ボイラー技士		8,800	4,000
7	測量士	国土地理院	4,200	2,000
8	測量士補		2,800	1,000
9	2 級電気工事施工管理技術士 (第一次検定)	(一財) 建設業振興基金	7,900	4,000
10	2 級建築施工管理技術士 (第一次検定)		6,150	3,000
11	2 級土木施工管理技術士 (第一次検定)	(一財) 全国建設研修センター	6,000	3,000
12	2 級造園施工管理技術士 (第一次検定)		8,600	4,000
13	毒物劇物取扱責任者	関西広域連合	10,300	5,000
14	大型特殊自動車免許	兵庫県警察	6,100	3,000
15	公害防止管理者	(一社) 産業環境管理協会	12,300	6,000

	検 定	主 催 者	受験料	支援金額
16	高圧ガス製造保安責任者第三種冷凍機械	高圧ガス保安協会	10,300	5,000
17	浄化槽管理士	(公財) 日本環境整備教育センター	23,600	12,000
18	トレース技能検定 2 級	(一財) 中央工学校生涯学習センター	4,500	2,000
19	レタリング技能検定 2 級	(公財) 国際文化カレッジ	4,900	2,000
20	日本農業技術検定 1 級	(一社) 全国農業会議所 団体受験 (学生割引) 【1 級】 2,620 【2 級】 2,090 【3 級】 1,570	5,240	3,000
21	日本農業技術検定 2 級		4,190	2,000
22	日本農業技術検定 3 級		3,140	2,000
23	愛玩動物飼養管理士 2 級	(公社) 日本愛玩動物協会	8,000	4,000
24	騎乗者資格 B 級	(公社) 日本馬術連盟	8,000	4,000
25	騎乗者資格 C 級		8,000	4,000
26	バイオ技術者認定試験 初級	(特非) 日本バイオ技術教育学会 団体受験 2,000	3,000	2,000
27	第二種電気主任技術者	(一財) 電気技術者試験センター	14,200	7,000
28	第二種電気工事士		9,600	5,000
29	第 1 級陸上無線技士	(公財) 日本無線協会	16,500	8,000
30	第 2 級陸上無線技士		13,700	7,000
31	第 1 級陸上特殊無線技士		6,300	3,000
32	第 2 級陸上特殊無線技士		5,600	3,000
33	第 2 級海上特殊無線技士		5,600	3,000
34	消防設備士乙種(1 類)、乙種(2 ～ 4 類)	(一財) 消防試験研究センター	4,400	2,000
35	溶接技能者評価試験 (JIS Z 3801) 基本級	(一社) 日本溶接協会 受験種目に応じた受験料	12,670	6,000
36	工事担任者	(一財) 日本データ通信協会	14,600	7,000
37	火薬類取扱保安責任者	(公社) 全国火薬類保安協会	18,000	9,000
38	カラーコーディネーター検定【スタンダードクラス】	東京商工会議所	5,500	3,000
39	技術英語能力検定 2 級	(公社) 日本工業英語協会 団体受験あり	6,900	3,000
40	リテールマーケティング(販売士) 検定 2 級	日本商工会議所	6,600	3,000
41	簿記能力検定 1 級	(公社) 全国経理教育協会	7,000	4,000
42	珠算能力検定 1 級	日本商工会議所	2,800	1,000
43	珠算検定 1 級	(公社) 全国珠算教育連盟	2,800	1,000
44	電卓技能検定 1 級	(一財) 日本電卓技能検定協会	2,400	1,000
45	電卓計算能力検定 1 級	(公社) 全国経理教育協会	2,400	1,000
46	秘書検定 3 級	(公財) 実務技能検定協会	3,800	2,000
47	介護福祉士	(公財) 社会福祉振興 試験センター	18,380	9,000
48	看護師	看護師国家試験運営本部事務所	5,400	3,000
49	調理師	関西広域連合	5,600	3,000
50	潜水士	(公財) 安全衛生技術試験協会	8,800	4,000
51	二級小型船舶操縦士	国土交通省	25,900	13,000

高校生等資格取得支援事業 申請・報告の手順

* 申請の手順は以下のとおりです。不明な場合は、当会までご照会ください。

I 申請 (生徒・保護者→教育振興会)

申請に必要な書類

※資料2も参照してください。

手順1 支援金の受給対象者であることの確認

下記(1)～(3)の区分に応じ、必要な書類を提出してください。

※提出書類は「写し(コピー)」でも結構です。

(1) 高校生等奨学給付金受給者

最新の〈高校生等奨学給付金支給決定通知書〉9月ごろから在籍校より通知があります。

※「高等学校等就学支援金」とは異なりますので、ご注意ください。

(2) 生活保護受給世帯

〈生活保護受給証明書〉 居住地の役所(福祉課)で申請すれば即日発行されます。

※発行日が令和6年7月1日以降の証明書が必要です。

(3) 県及び市町村民税所得割非課税世帯(所得割0円)

〈課税(非課税)証明書〉 居住地の役所で申請すれば即日発行されます。

または

〈納税通知書〉 6月ごろ居住地の役所より家庭に届きます。

※いずれの場合も親権者全員分が必要です。

手順2 扶養関係を証明する書類の準備 (「写し(コピー)」でも結構です)

(1) 高校生等奨学給付金受給者 扶養関係を証明する書類は必要ありません。

(2) 生活保護受給世帯 扶養関係を証明する書類は必要ありません。

(3) 県及び市町村民税所得割非課税世帯(所得割0円)

ア 親権者が2人の場合

〈生徒本人の健康保険証〉

※ただし、健康保険証が「国民健康保険証」の場合は、様式2「扶養申立書」も提出してください。

イ 親権者が1人の場合

(ア)「課税証明書」等に「寡婦(夫)、ひとり親等の記載がある場合

〈生徒本人の健康保険証〉

※ただし、健康保険証が「国民健康保険証」の場合は、様式2「扶養申立書」も提出してください。

(イ)「課税証明書」等に「寡婦(夫)、ひとり親等の記載がない場合

〈生徒本人の健康保険証〉および〈生徒本人の母子家庭等医療費受給者証〉

※ただし、健康保険証が「国民健康保険証」の場合は、〈生徒本人の母子家庭等医療費受給者証〉にかえて、様式2「扶養申立書」を提出してもかまいません。

手順3 申請書類の作成（様式は当会 HP からダウンロードできます）

様式1（高校生等資格取得支援金申請書）

手順4 口座番号を確認するための書類の準備

「通帳」または「キャッシュカード」の写し（コピー）

手順5 在籍を確認するための書類の準備

生徒証の写し（コピー）または在学証明書

在学証明書は学校の事務室に申請すれば発行してもらえます。時間がかかることもあるので、早目に申請しておきましょう。

手順6 検定試験の受験票の写し（コピー）

検定名、受験級、受験者名、受験番号、受験日等必要な情報がはっきりわかるようにコピーしてください。

手順7 申請書類の提出

以下の書類を郵送または持参で提出してください。

- ① 所得を証明する書類（写し可）
- ② 扶養関係を証明する書類（該当者のみ）（写し可）
- ③ 申請書（様式1）
- ④ 通帳またはキャッシュカードの写し
- ⑤ 生徒証の写しまたは在学証明書
- ⑥ 検定試験の受験票の写し

※サイズの小さい書類は、A4サイズの用紙にまとめて貼付するなどして紛失しないように留意してください。

Ⅱ 審査・支援金給付（教育振興会→生徒・保護者）

*申請書等の記載内容を審査し、申請者（生徒・保護者）に「審査結果」を通知します。

給付決定者には申請された指定の口座に支援金を給付します。

Ⅲ 報告（生徒→教育振興会）

*検定結果をすみやかに当会に報告してください。

検定結果を表すものを画像形式（jpg等）やPDFにして、メールで当会まで提出してください。

メールが利用できない場合は、郵送または持参により提出してください。

*申請時に検定結果を提出していただければ、報告の必要はありません。

本件照会先

公益財団法人 兵庫県高等学校教育振興会
総務課 教育活動支援係 柴田

TEL：078-361-6650

FAX：078-361-6677

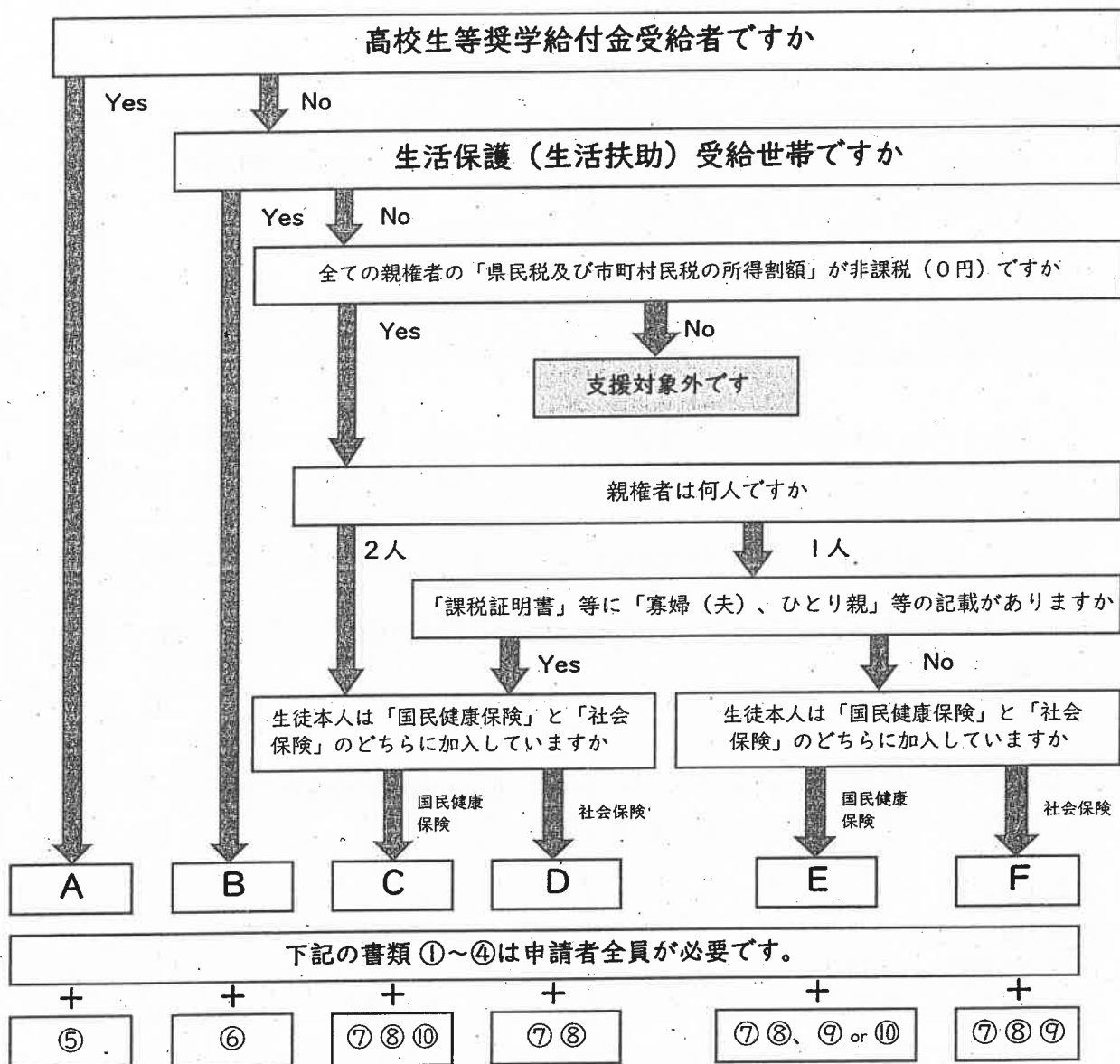
E-mail：kshoku06@pure.ne.jp

高校生等資格取得支援事業 提出書類確認シート

資料 2

申請に必要な書類（下記①～⑩）を確認してください。

※（様式 1）高校生等資格取得支援金申請書に記入欄（添付書類）があります。
下の A～F のどれに該当するのか確認し、必要となる申請書類を提出してください。



必要書類一覧

- | | |
|-------------------------------------|-------------|
| ① 高校生等資格取得支援金申請書（様式 1） | } 申請者全員必要です |
| ② 「振込先口座の通帳またはキャッシュカード」の写し | |
| ③ 生徒証の写しまたは在学証明書 | |
| ④ 検定試験の受験票の写し | |
| ⑤ 「高校生等奨学給付金支給決定通知書」の写し | |
| ⑥ 「生活保護受給証明書」（写し可） | |
| ⑦ 「課税証明書（親権者等全員分）」等（「納税通知書」も可）（写し可） | |
| ⑧ 「健康保険証」（生徒本人分）の写し | |
| ⑨ 「母子家庭等医療費受給者証」（生徒本人分）等の写し | |
| ⑩ 扶養申立書（様式 2） | |

※ 書類は全て申請時において有効期限内のものを提出ください。

高校生等資格取得支援事業 Q&A

資料 3

※想定される質問とその回答をお知らせします。

1 支援対象の検定

Q.1 支援対象の検定はどのように決定したのですか。

A.1 高校生等を対象とした資格取得検定はたくさんありますが、その中で各分野において多くの生徒が受験すると考えられる検定を選びました。

2 支援対象の生徒

Q.2 どの生徒が支援対象の要件に該当しているのか把握できないことがあります。どうすればよいでしょう。

A.2 基本的には、生徒個人による申込申請です。教室等に掲示して、本事業の概要をお知らせください（送付しました書類の掲示・配付等）。その後、事業の要件に該当する生徒より申込の申請があれば対応していきます。

また、事務室は生徒家庭の経済状況が把握できているので、確認してもらえればと思います。

Q.3 生徒は県内の高等学校に在籍しているのですが、保護者が県外に在住しています。支援の対象になりますか。

A.3 支援の対象となります。

Q.4 今年度2年生で支援を受けるつもりですが、来年度3年生でも再度の支援は受けられますか。

A.4 在籍中は、1年度に1回ずつ支援を受けることができます。

3 申請手続き

Q.5 申請に期限はありますか。

A.5 申請は、受験前であっても受験後であっても大丈夫です。令和8年3月27日（金）までに当会に届いたもの（消印有効）を受け付けます。

Q.6 高校生等奨学給付金受給者なのですが、支給決定通知書は昨年度のものでもよいのですか。

A.6 高校生等奨学給付金の決定は9月ごろ学校から通知があります。申請時に最新の支給決定通知書を提出してください。

Q.7 生活保護受給世帯なのですが、発行日が令和6年6月以前の生活保護受給証明書ではダメですか。

A.7 「発行日が令和6年6月以降の生活保護受給証明書」としているのは、令和6年度（令和5年度の所得に基づく）または令和7年度（令和6年度の所得に基づく）の家庭状況を確認するためです。通例、公的な証明書は毎年6月頃に更新されるため、令和6年6月以前の書類ならば令和4年度の所得に基づいた証明になるため、条件から外れます。

Q.8 「県及び市町村民税所得割非課税世帯」に該当するのはどのような世帯ですか。また、申請の際にはどのような書類の提出が必要ですか。

A.8 保護者等全員の県及び市町村民税の所得割が非課税（0円）である世帯です。「課税（非課税）証明書」または「納税通知書」のいずれかのコピー（写）を親権者（親）全員分提出してください。

Q.9 「扶養関係を証明する書類」とはどのようなものですか。

A.9 生徒本人の「健康保険証」および「母子家庭等医療費受給者証」等です。ただし「国民健康保険証」の場合、様式2「扶養申立書」が必要になる場合があります。

Q.10 実施要項の4 支援金額等に「支援は年度内1回限りとする。」とありますが、わかりやすく説明してください。

A.10 受験しようとする検定試験は通例年2～3回実施されますが、申請は1回ということです。様々な検定がありますが、申請できるのは「1つの検定1回だけ」です。年度がかわれば、また「1つの検定で1回だけ」申請できます。

なお、「年度」の考え方ですが、令和7年度に申請できるのは、令和7年度中（令和7年4月1日から令和8年3月31日まで）に受験する（した）ものに限ります。例えば、令和7年3月（令和6年度）に検定申込みをしても4月1日以降に受験する場合は、令和7年度の申請となります。

Q.11 検定試験に合格しなければ申請できないのですか。

A.11 本事業の目的は、「資格取得のための経費の一部を支援することにより、修学奨励及び人材育成を図る」ことであり、資格取得に向けてがんばることが大切だと考えています。試験結果（可否）は問いません。

4 報告書

Q.12 報告はどのようにすればいいですか。

A.12 形式は自由です。検定結果がわかる書類等を JPEG や PDF 等の形式で下記のアドレスにメール送付ください。報告は検定結果の発表後速やかに行います。
メールが利用できない場合は紙で郵送または持参によりお願いします。

Q.13 申請と報告を一緒にしてもいいのですか。

A.13 受験前であっても受験後であっても申請（受験票が必要）できます。受験結果がわかってから報告書類（結果がわかる書類等）と一緒に申請していただいてもかまいません。

※高校生等資格取得支援事業に関することでしたら、お気軽に下記までお問い合わせください。

兵庫県高等学校教育振興会 総務課 教育活動支援係 担当：柴田

TEL 078-361-6650

E-mail: kshoku06@pure.ne.jp

